

事務連絡  
令和4年8月24日

一般社団法人日本造船工業会  
一般社団法人日本中小型造船工業会  
一般社団法人日本舶用工業会  
一般社団法人日本船主協会  
日本内航海運組合総連合会

国土交通省 海事局 船舶産業課  
外航課  
内航課

海事産業強化法に基づく特定船舶の要件の一部免除及び同等効力による代替について

海事産業強化法に基づく改正後の海上運送法における特定船舶の構造、装置又は性能（以下「構造等」という。）については、令和3年国土交通省告示第1171号（別添）において定められているところ、同告示には構造等の一部免除（構造又は航行の態様により備えることが困難な場合）及び同等以上の効力のものによる代替を認めることとしております。\*

同法における特定船舶導入計画は、海運事業者及び特定船舶を建造する造船事業者が申請を行うものですが、構造等の開発、設計、製造等を行う事業者等より、申請前に一部免除又は同等と認められるか否かの方針を示してほしい旨の要望を頂きました。これを受け、国土交通省としましては、特定船舶導入計画の申請を行う事業者でなくとも、予め、相談に応じて、技術資料等において十分な根拠が示されていることが確認できる場合等には、当該構造等の取扱について、可能な限り、その方針を示すこととしました。

つきましては、本運用について、貴会会員への周知をお願いします。

※ 要件の一部免除、同等効力による代替が認められるのは、海上運送法第39条の19に基づく特定船舶（財政融資資金による長期低利融資、鉄道・運輸機構(JRTT)の船舶共有建造制度の利率軽減・共有割合の拡大を受けることが可能）の要件のみで、租税特別措置法施行令に基づく船舶の特別償却、地方税法に基づく国際船舶の固定資産税の特例を受けるための要件としては、認められていませんのでご注意ください。

(参考資料)

- 特定船舶導入計画認定制度の概要説明資料  
(<https://www.mlit.go.jp/common/001419643.pdf>)

【相談先】

海事局 船舶産業課 船舶産業高度化基盤整備室

TEL :03-5253-8634

MAIL:hqt-senpaku-kibankyouka@gxb.mlit.go.jp